

狙われる若年層
【警報】
その先には性的暴力
が待っている！

◆多様化するJKビジネス、
頻発するAV出演強要問題
(若者が狙われている！)

いわゆるJKビジネスとは、JK＝女子高生による接客を売りにしたビジネス。女子高生にマッサージをさせたり、散歩の相手をさせたりするサービスを顧客に提供するもので、「カフェ」散歩「撮影」などのほかに「リフレ」「ミニ」などの業種がある。表向きは普通のアルバイトに見えても、実際は裏オプシオンと呼ばれる性的サービスを提供するケースが多い。

・リフレ：制服やパジャマを着用した女子従業員に顧客のマッサージや、顧客と添い寝をさせるなど

どのサービスを行う営業。
・ミニ：女子従業員と主に会話するサービスを提供する営業。会話のほかにカウセンリングやゲームなどもある。

街で「モデルにならないか」などと誘われ、契約書にサインをすると、アダルトビデオに出演させられた。また、「高収入が得られる」このアルバイトに応募したら、アダルトビデオの撮影だった。などなど、巧妙な手口でAV出演を強要するケースが増えている。若い女性が契約書などに不慣れなことを逆手に取ってサインさせ、出演を拒否できないと思わせるのが業者の狙いだ。

◆被害にあわないために
〜こんな手口に気をつけて
(おいしいバイトは要注意)

「儲かるアルバイトをしませんか」「店で働きますせんか」「モデルやタレントに興味ありませんか」などと声をかけられたら、きつぱり断ろう。たとえ友人・知人を介したものであっても安心はできない。ひとたび仕事を始めると、客を増や

したり性的な行為に依じたりすることを求められ、断りにくくなる。

また、住所・氏名・電話番号など個人情報を見られたり、学生証など身分証を見せるよう言われたら赤信号だ。気軽にメールアドレスやSNSのアカウントを知らせるのも危険。さらに、書面にサインを求められたら、その場でサインせずに信頼できる人や家族に相談したい。ひとたびサインしたらAVへの出演を強要され、拒否すると契約違反だとして違約金を請求されるケースもある。たとえAVではない「顔は映さない」などと言われても、そうした言葉を鵜呑みにしないことだ。

◆どんな場合にも
まずは相談を
(黙っていてはダメ！)

被害にあわないためには、ひとりで悩まず、まず信頼できる人や家族に相談することが大切だ。契約書にサインする前でも後でも、AVに出演を強要されているときでも、出演してしま

た後でも、警察や支援団体に相談することで、問題解決につながる可能性がある。もしアルバイトや被害を学校や家族に知られることが不安なら、どういつ伝え方をするかも含めて相談して、何よりあなたの身体や心を危険にさらす状況を食い止めよう。

東京都では、2017年7月1日から「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行された。福祉犯罪の温床であった「JKビジネス」などの届出義務や営業者の禁止行為を定めるなどの規制が設けられた。

また、7月13日には性犯罪を厳罰化する改正刑法が施行された。従来の「強姦罪」は「強制性交等罪」と変わり、被害者の告訴がなくても、捜査して罪に問えるようになり、法定刑も従来の3年以上から5年以上に引き上げられた。(なお、性犯罪規定に係る刑法の見直しは、1907年の刑法制定以来110年ぶりです。)

【相談窓口】

●西東京市 女性相談(悩みなくても相談) 要予約 ☎042(436)0075

●警察相談専用電話 ☎9110

●東京都性犯罪・性暴力被害者フリストップ支援センター(24時間ダイヤル)

「性暴力救援ダイヤルNanana」 ☎06(6667)0760